

浄水場運転管理業務委託プロポーザルにおけるヒアリング審査実施要領

1 審査の対象者

浄水場運転管理業務委託プロポーザルにおけるヒアリング審査（以下「審査」という。）は、提案書を事務局に受理された者（以下「対象者」という。）を対象に実施する。

2 審査の実施方法

(1) 実施日

令和4年7月26日（火）

(2) 審査会場及び集合場所

対象者に別途通知する。

(3) 出席者

ア 出席者

対象者の出席者は、4名以内とする。

イ 出席者の通知及び方法

対象者は、ヒアリング審査出席者届出書（様式第12号）を期限までに持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法にて事務局に提出すること。

ウ 提出期限

令和4年7月13日（水）午後5時まで

エ 提出先（事務局）

〒940-1134

新潟県長岡市妙見町528番地2

長岡市水道局浄水課（妙見浄水場）

電話 0258(22)2152

FAX 0258(23)2153

E-mail : josui@m2.nct9.ne.jp

(4) 審査の順番等の通知

ア 審査の順番

審査の順番は、参加表明書の受付順とする。

イ 通知

受付終了後、令和4年7月20日（水）午後5時までに、対象者へ電子メールにより通知する。

(5) 実施方法

ア 審査は、対象者1者につき45分以内とする。

（プレゼンテーションは最大30分、ヒアリング15分程度）

イ 審査は、対象者が提出した提案書に記載している内容並びに、浄水場運転管理に関する理解度について行う。

ウ 審査は、非公開とする。

エ 委員長の許可を得て、事務局から質問をする場合があります。

(6) 禁止事項

次の事項に該当する者は、失格とする。

ア 集合時刻に遅刻した者及び欠席した者。ただし、交通機関の事故等によるやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

イ 事務局の指示に従わない者。

3 その他

(1) 審査に関して、本要領に規定されていない事項が生じた場合は、選定委員会と事務局が協議して決定する。協議内容は、必要に応じて対象者全員に通知するものとする。

(2) 審査の進行上、別途通知した時間と異なる場合は、事務局の指示に従うこと。